

【鳥取市震災に強いまちづくり促進事業】

屋根瓦耐風対策工事の補助制度について

鳥取市は、国・県と協調し、屋根の耐風性能が十分でない住宅の屋根瓦が、強風時に周囲の建築物に被害を及ぼすことを未然に防止するために、屋根瓦の改修（屋根瓦耐風対策工事）を行う所有者に対して費用の一部を助成します。



非ガイドライン工法の瓦屋根（瓦が脱落）



ガイドライン工法の瓦屋根（ほとんど被害なし）

補助の対象となる建築物

- ・令和3年12月31日以前に建築された市内にある建築物で、屋根が瓦（粘土瓦、プレスセメント瓦）葺きのもの
- ・令和4年1月1日以降に屋根瓦の改修を行っていないこと。
- ・点検表（補助金交付要綱別表第5）により瓦屋根診断技士等の有資格者が基準を満たしていないと判断したもの
- ・以前に鳥取市から屋根瓦耐風対策の補助金を受けていないもの
- ・建築基準法に基づく違反建築物の措置を命じられていないもの

補助の対象工事と補助額

- ・基準に適合しない瓦屋根の全部を一定の耐風性のある屋根に葺き替える工事
- ・見積額と基準額（24,000円に屋根面積（ m^2 ）を乗じた額）のいずれか少ない額の23%（千円未満切上げ）ただし、1棟につき240万円を上限とします。

【計算例】 屋根面積は、小数点2位以下切捨て

A：屋根瓦耐風対策工事費の見積額 2,200,000円（税込）

B：基準額 = 24,000円 × 改修する屋根面積

改修する屋根面積 110.00 m^2

基準額：24,000円 × 110.00 m^2 = 2,640,000円

C：基準額、見積額の上限額 2,400,000円

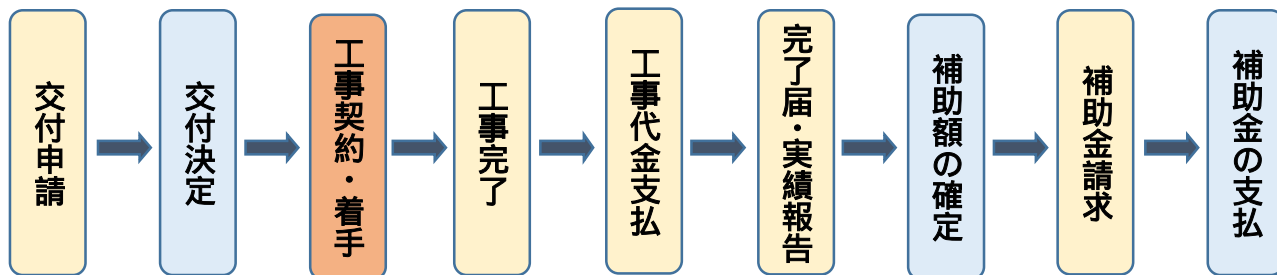
A、B、Cのいずれか少ない額 = 2,200,000円

2,200,000円 × 23% = 506,000円

この場合は、506,000円が補助金額です。

補助制度の流れ等についてはこちらの面をご覧ください。

補助制度の流れ・注意事項



(注意事項) ・ 交付決定日より前に工事の契約又は工事に着手したものは、補助対象になりません。

- ・ 先着順で随時受け付け(予算の範囲内)します。
- ・ 令和7年3月上旬までに工事を完了するものに限ります。

交付申請に必要な書類

補助金交付申請書

事業計画書、事業収支予算書

位置図(付近見取図)

配置図(敷地と対象の住宅の位置が分かるように明示)

設計図書(改修部分の範囲・面積が確認できるもの、屋根瓦耐風対策の内容が確認できるもの)

瓦屋根現況調査報告書【補助金交付要綱別表第5】(かわらぶき技能士(1級または2級)、瓦屋根工事技士または瓦屋根診断技士の氏名、登録番号等、印(自署の場合は押印不要)のあるもの)

屋根の現況写真(全景を撮影したもの、適合しない部分が見えるもの)・撮影方向位置図

見積書(経費の内訳が分かるもの、申請人名、日付、代表者印等のあるもの)

工事の完了時に必要な書類

補助事業等完了届

実績報告書

事業報告書、事業収支決算書

改修工事の様子がわかる写真・撮影方向位置図(全景、瓦の固定方法が分かるもの)

工事費領収書の写し(申請人名、日付、ただし書き等に「屋根瓦耐風対策工事代金」等の記載のあるもの)

請求書、口座振込依頼書(補助額確定後の補助金の振込先になります)

【ご相談・問い合わせ先】

鳥取市幸町7-1(本庁舎 5階 51番窓口)

鳥取市役所 都市整備部 建築指導課 (0857) 30-8362

補助金の申請様式等は鳥取市ホームページからダウンロードできます

鳥取市 屋根瓦対策

検索



鳥取市HP QRコード